

# 環境関係法律・条例に基づく特定施設届出手引き

## 江別市生活環境部環境室環境課環境保全係

### 目次

1. ご案内	1
2. 江別市公害防止条例に基づく届出提出の流れ	3
3. 法令に定める特定施設の詳細	
I ばい煙発生施設	4
① 大気汚染防止法	4
② 北海道公害防止条例	5
③ 江別市公害防止条例	6
II 粉じん発生施設	6
① 大気汚染防止法	6
② 北海道公害防止条例	6
③ 江別市公害防止条例	7
III 水銀排出施設	7
① 大気汚染防止法	7
IV 水質汚濁施設	8
① 水質汚濁防止法	8
② 北海道公害防止条例	11
③ 江別市公害防止条例	12
V 騒音発生施設	13
① 騒音規制法	13
② 北海道公害防止条例	13
③ 江別市公害防止条例	14
VI 振動発生施設	15
① 振動規制法	15
② 北海道公害防止条例	15
VII 悪臭発生施設	16
① 北海道公害防止条例	16
② 江別市公害防止条例	16
VIII ダイオキシン類排出施設	17
① ダイオキシン類対策特別措置法	17

## 1. ご案内

公害関係法令は、表1のとおり法律・道条例・市条例の三段構えになっており、それぞれ公害の種類ごとに特定施設を定め、届出義務等の規制を行っています。

各種の特定施設を有する事業主は、表2の事由等が生じたときに届出が必要となります。

特定施設を有する工場等を新設又は移転する場合は、各種法律・条例に規定する「特定施設設置届出」と江別市公害防止条例に規定する「工場等設置許可申請」（水銀排出施設及びダイオキシン類排出施設以外）が必要です。

それぞれの届出期限は

- ・ 特定施設設置届出書：設置着手の30～60日前など（各種法律・条例により異なります）
- ・ 工場等設置許可申請書：工場設置工事着手の概ね30日前まで

となっています。

また、騒音規制法・振動規制法では、くい打ち等の特定建設作業についても届出の対象となっています。この場合の「特定建設作業実施届出」の届出期限は作業実施の7日前までです。

各特定施設（特定建設作業）の詳細、届出書の作成方法等については

江別市役所 生活環境部 環境室 環境課 環境保全係  
〒067-0051 江別市工栄町14番地の3  
TEL 011-381-1019 FAX 011-382-7240

までお問い合わせください。

### ◆注意事項

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「北海道公害防止条例」（騒音・振動以外）及び「ダイオキシン類対策特別処置法」に基づく各種届出については

北海道 石狩振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係  
〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階  
TEL 011-231-4111（内線34-371） FAX 011-232-1156  
TEL 011-204-5822（直通：地域環境係）

まで、直接提出することになっています。

【表1 公害関係法令の特定施設】

種類	法・条例	法 律	北 海 道 公害防止条例	江 別 市 公害防止条例
ばい煙		大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設	ばい煙発生施設	ばい煙発生施設
揮発性 有機化合物		大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物発生施設	—	—
粉じん		大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設	粉じん発生施設	粉じん発生施設
		大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設	—	—
水銀		大気汚染防止法に定める水銀排出施設	—	—
汚水		水質汚濁防止法に定める特定施設	汚水等排出施設	汚水等排出施設
騒音		騒音規制法に定める特定施設	騒音発生施設	騒音発生施設
振動		振動規制法に定める特定施設	振動発生施設	—
悪臭		—	悪臭発生施設	悪臭発生施設
ダイオキシン類		ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設	—	—

【表2 届出が必要となる事由】

事 由	関係法・条例
特定施設を有する事業場の設置・移転	江別市公害防止条例
特定施設の設置（新設）	すべての法・条例
特定施設の設置（既設）	すべての法・条例
特定施設の構造あるいは使用方法の変更	すべての法・条例
氏名等の変更（氏名、社名、事業場名、住所等）	すべての法・条例
特定施設の使用廃止	すべての法・条例
特定施設の承継（相続、合併、譲渡、借受等）	すべての法・条例
特定施設の数の変更	騒音規制法・振動規制法
騒音・振動防止の方法の変更	騒音規制法・振動規制法
事故があった場合	すべての法・条例

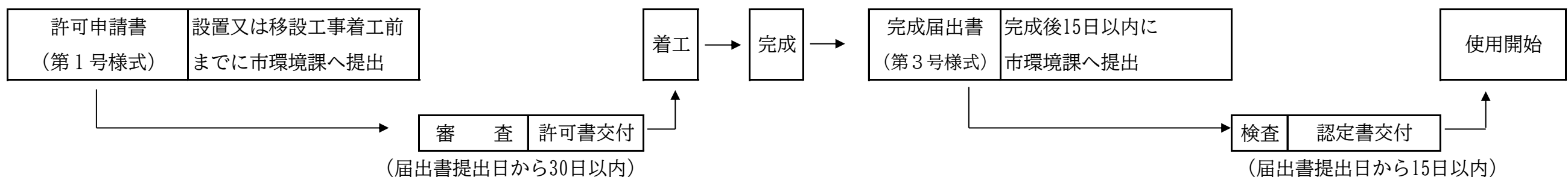
## 2. 江別市公害防止条例に基づく届出提出の流れ

### ★窓口持参、郵送、電子メール（15MB以下）による提出が可能です

（電子メールアドレス：kankyo@city.ebetsu.lg.jp）

#### (1) 工場等設置（移転）許可申請書 【第1号様式】

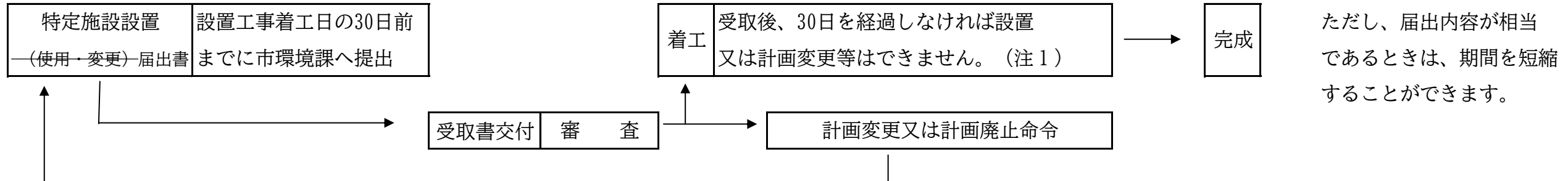
特定施設を有する事業場を設置又は移転する場合は、当該工事着工前に提出し、許可を受ける必要があります。



#### (2) 特定施設（ばい煙・粉じん・騒音・悪臭発生施設）

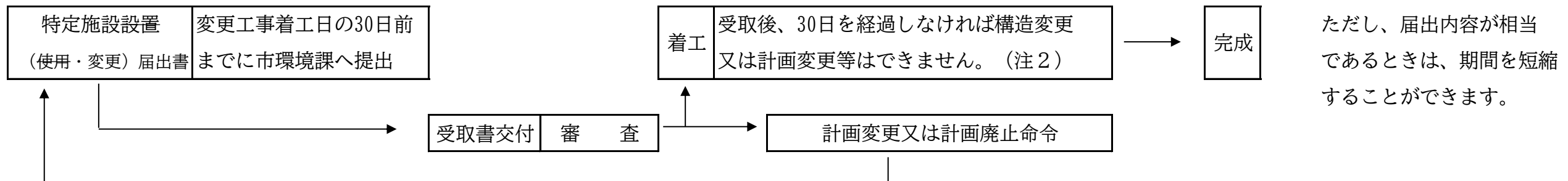
##### ① 特定施設設置届出書 【ばい煙・粉じん（第5号様式）、汚水等（第6号様式）、騒音（第7号様式）、悪臭（第8号様式）】

特定施設を設置する場合は、当該工事着工日より30日以前に届出が必要です。



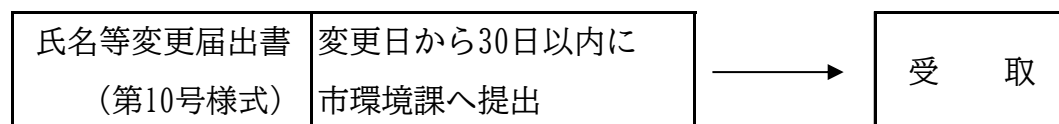
##### ② 特定施設構造変更届出書 【ばい煙・粉じん（第5号様式）、汚水等（第6号様式）、騒音（第7号様式）、悪臭（第8号様式）】

特定施設の種類・数・構造・使用方法・公害防止方法・事業内容等に変更が生ずる場合は、当該工事着工日より30日以前に届出が必要です。



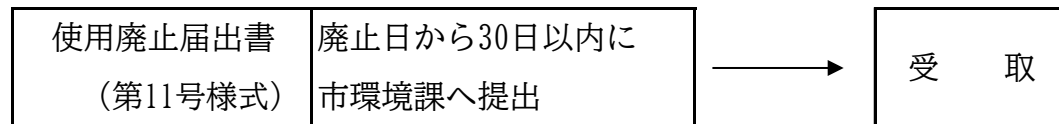
##### ③ 氏名等変更届出書 【第10号様式】

(2) ①において届出られた届出書の氏名・住所及び事業場の名称・所在地に変更があった場合は、当該変更日から30日以内に届出が必要です。



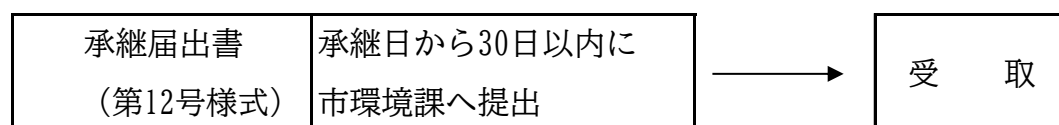
##### ④ 特定施設使用廃止届出書 【第11号様式】

(2) ①において届出られた特定施設の使用を廃止した場合は、当該廃止日から30日以内に届出が必要です。



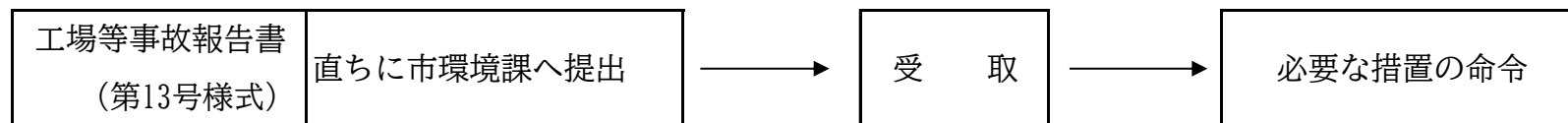
##### ⑤ 特定施設承継届出書 【第12号様式】

(2) ①において届出られた特定施設を譲渡・借受・相続・合併した場合は、当該承継日から30日以内に届出が必要です。



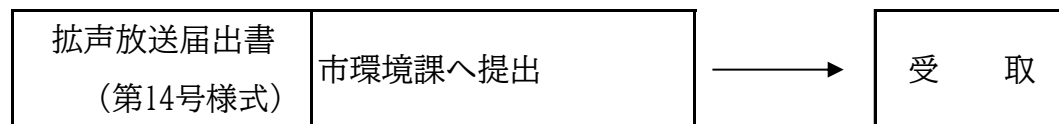
##### ⑥ 工場等事故報告書 【第13号様式】

事故・破損等の事故による公害の発生、又は、発生する恐れが生じた場合は、直ちに届出が必要です。



##### ⑦ 拡声放送届出書 【第14号様式】

営業宣伝を目的として拡声放送を行う場合は、届出が必要です。



### 【参考】 法律及び北海道公害防止条例に基づく特定施設届出の流れ

### ★江別市提出分については窓口持参、郵送、電子メール（15MB以下）による提出が可能です

（電子メールアドレス：kankyo@city.ebetsu.lg.jp）

- \* 大気汚染防止法（一般粉じん以外）、水質汚濁防止法、北海道公害防止条例（ばい煙・粉じん・汚水等・悪臭）及びダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の設置・変更届出書は、工事着工の60日前までに、また、氏名変更等その他の届出については、事実発生日から30日以内に、北海道石狩振興局へ2部（事業場の控えを含まない。）提出することとなっています。
- \* 大気汚染防止法（一般粉じん）に係る特定施設の設置・変更届出書は、工事着工前までに、また、氏名変更等その他の届出については、事実発生日から30日以内に、北海道石狩振興局へ2部（事業場の控えを含まない。）提出することとなっています。
- \* 騒音規制法、振動規制法及び北海道公害防止条例（騒音・振動）に係る特定施設の設置・使用・変更届出書は、工事着工の30日前までに、また、氏名変更等その他の届出については、事実発生日から30日以内に江別市環境課へ1部（事業場の控えを含まない。）提出することとなっています。

### 3. 法令に定める特定施設の詳細

(令和8年4月1日現在)

#### I ばい煙発生施設等

##### ①-1 大気汚染防止法（ばい煙発生施設）

一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
四	金属の精錬の用に供する溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）	
五	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二六の項に掲げるものを除く。）	
一一	乾燥炉（一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。）	
一二	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であること。
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
一八	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が三〇キロアンペア以上であること。
二一	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
二二	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。
二三	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二四	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり

	板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。
二八	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三〇	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。
三二	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。

①-2 大気汚染防止法（揮発性有機化合物発生施設）

一	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が一時間当たり三、〇〇〇立方メートル以上のもの
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が一時間当たり一〇〇、〇〇〇立方メートル以上のもの
三	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が一時間当たり一〇、〇〇〇立方メートル以上のもの
四	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が一時間当たり五、〇〇〇立方メートル以上のもの
五	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が一時間当たり一五、〇〇〇立方メートル以上のもの
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり七、〇〇〇立方メートル以上のもの
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり二七、〇〇〇立方メートル以上のもの
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が五平方メートル以上のもの
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く）	容量が一、〇〇〇キロリットル以上のもの

② 北海道公害防止条例

1	アンモニア又はアンモニア系肥料の製造の用に供する合成施設	
2	磷酸質肥料の製造の用に供するガス洗浄施設（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）	
3	塩素又はその化合物の製造の用に供する電解施設及び吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、密閉式のものを除く。）	吸収施設にあつては、原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり50キログラム未満であること。
4	弗素又はその化合物の製造の用に供する吸収施設及び反応施設（密閉式のものを除く。）	弗酸の製造の用に供する吸収施設にあつては、伝熱面積が10平方メートル未満であるか、又はポンプの動力が1キロワット未満であること。
5	硫酸の製造の用に供する亜硫酸ガス冷却洗浄施設及び吸収施設	
6	石油精製又は石油製品の製造の用に供する揮発油、灯油、軽油及び潤滑油洗浄施設並びにガス廃棄施設	
7	コークスの製造の用に供する乾りゅう炉及び分離施設（コークス炉からタール及びガス液を分離するものに限る。）	
8	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設	
9	アルミニウム、ニッケル、銅、鉛、亜鉛又は水銀の製錬の用に供する電解炉	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉にあつては、電流容量が30キリアンペア未満であること。

③ 江別市公害防止条例

(大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第2条に規定する施設に該当するものを除く。)

項	施設	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満のものに限る。
2	燃料を使用する施設(熱源として電気を使用するものを除く。)であって次に掲げるもの (1) 加熱炉 (2) 熔融炉 (3) 直火炉 (4) 乾燥炉	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満のもの、火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満のもの又は羽口面断面積が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満のものに限る。
3	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満のもの又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満のものに限る。

II 粉じん発生施設

① 大気汚染防止法

\*一般粉じん発生施設

一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上であること。
二	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が一、〇〇〇平方メートル以上であること。
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上であること。
四	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が七五キロワット以上であること。
五	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が一五キロワット以上であること。

\*特定粉じん発生施設

一	解綿用機械	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
二	混合機	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
三	紡織用機械	原動機の定格出力が三・七キロワット以上であること。
四	切断機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
五	研磨機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
六	切削用機械	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
七	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
八	プレス(剪断加工用のものに限る。)	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
九	穿孔機	原動機の定格出力が二・二キロワット以上であること。
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		

② 北海道公害防止条例

1	原材料等置場(鉱物及び土石の堆積場を除く。)	面積が1,000平方メートル以上であること。
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)	鉱物、土石又はセメントの用に供するものにあつては、ベルトの幅が75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル未満であること。
3	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット未満であること。
4	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット未満であること。
5	分級機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	
6	セメントサイロ及びセメントホッパー(セメント製品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	
7	製粉機(食料品の製造の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
8	乾式繊維板製造施設及び削片板製造施設並びにチップパー(木材、木製品又は家具製造の用に供するものに限る。)	チップパーにあつては、原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。

9	混合施設及び調合施設並びに包装施設（農薬の製造の用に供するものに限る。）	
10	ミキシングロール（ゴム製品の製造の用に供するものに限る。）	

③ 江別市公害防止条例

項	施設	規模
1	鉱物（コークスを含む。）又は土石の堆積場	面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のものに限る。
2	石材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの （1） 切削機 （2） 研磨機 （3） プラスト	原動機の定格出力が、2.25キロワット以上のものに限る。
3	木材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの （1） 帯のご盤 （2） 丸のご盤 （3） かな盤	原動機の定格出力が、2.25キロワット以上のものに限る。

### III 水銀排出施設

① 大気汚染防止法

一	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げるもの以外のもの
三	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
四	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
九	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

## IV 水質汚濁施設

### ① 水質汚濁防止法

- 一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 選鉱施設
  - ロ 選炭施設
  - ハ 坑水中和沈でん施設
  - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
  - ハ 湯煮施設
- 三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水産動物原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 脱水施設
  - ニ ろ過施設
  - ホ 湯煮施設
- 四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 湯煮施設
- 五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 湯煮施設
  - ニ 濃縮施設
  - ホ 精製施設
  - ヘ ろ過施設
- 六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
  - ハ ろ過施設
  - ニ 分離施設
  - ホ 精製施設
- 八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
  - ハ 搾汁施設
  - ニ ろ過施設
  - ホ 湯煮施設
  - ヘ 蒸留施設
- 十一 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 真空濃縮施設
  - ホ 水洗式脱臭施設
- 十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 圧搾施設
  - ニ 分離施設
- 十三 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 分離施設
- 十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料浸せき施設
  - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
  - ハ 分離施設
  - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ 精製施設
- 十六 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 十八 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 湯煮施設
  - ハ 洗浄施設
- 十八の三 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式脱臭施設
  - ロ 洗浄施設
- 十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ まゆ湯煮施設
  - ロ 副蚕処理施設
  - ハ 原料浸せき施設
  - ニ 精練機及び精練そう
  - ホ シルケツト機
  - ヘ 漂白機及び漂白そう
  - ト 染色施設
  - チ 薬液浸透施設
  - リ のり抜き施設
- 二十 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗毛施設
  - ロ 洗化炭施設
- 二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 湿式紡糸施設
  - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
  - ハ 原料回収施設
- 二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 湿式バーカー
  - ロ 接着機洗浄施設
- 二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 湿式バーカー
  - ロ 薬液浸透施設

- 二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
  - ロ 湿式パーカー
  - ハ 碎木機
  - ニ 蒸解施設
  - ホ 蒸解廃液濃縮施設
  - ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
  - ト 漂白施設
  - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
  - リ セロハン製膜施設
  - ヌ 湿式繊維板成型施設
  - ル 廃ガス洗浄施設
- 二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
  - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 分離施設
  - ハ 水洗式破碎施設
  - ニ 廃ガス洗浄施設
  - ホ 湿式集じん施設
- 二十五 削除
- 二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
  - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 二十七 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 遠心分離機
  - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
  - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
  - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
  - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
  - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
  - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
  - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
  - ヌ 廃ガス洗浄施設
  - ル 湿式集じん施設
- 二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
  - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
  - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
  - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
  - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
  - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
  - ロ 静置分離器
  - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
  - ロ 蒸留施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ ろ過施設
- 三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、

- 蒸留施設
  - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
  - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ 廃ガス洗浄施設
- 三十三 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
  - ロ 水洗施設
  - ハ 遠心分離機
  - ニ 静置分離器
  - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
  - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
  - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
  - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
  - リ 廃ガス洗浄施設
  - ヌ 湿式集じん施設
- 三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
  - ロ 脱水施設
  - ハ 水洗施設
  - ニ ラテックス濃縮施設
  - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 三十五 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
  - ロ 分離施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
  - ハ 湿式集じん施設
- 三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
  - ロ 分離施設
  - ハ ろ過施設
  - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
  - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
  - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
  - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
  - チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
  - リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
  - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
  - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
  - ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料精製施設
  - ロ 塩析施設
- 三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 脱酸施設
  - ロ 脱臭施設
- 四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - ロ 抽出施設
- 四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 石灰づけ施設
  - ハ 洗浄施設
- 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 脱水施設
- 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
  - ニ 廃ガス洗浄施設
- 四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 動物原料処理施設
  - ロ ろ過施設
  - ハ 分離施設
  - ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
- 五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 脱塩施設
  - ロ 原油常圧蒸留施設
  - ハ 脱硫施設
  - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
  - ホ 潤滑油洗浄施設
- 五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 洗浄施設
  - ロ 石灰づけ施設
  - ハ タニンづけ施設
  - ニ クロム浴施設
  - ホ 染色施設
- 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 研摩洗浄施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
- 五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 抄造施設
  - ロ 成型機
  - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 五十五 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
- 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設
  - ロ 水洗式分別施設
  - ハ 酸処理施設
  - ニ 脱水施設
- 五十九 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水洗式破碎施設
  - ロ 水洗式分別施設
- 六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ タール及びガス液分離施設
  - ロ ガス冷却洗浄施設
  - ハ 圧延施設
  - ニ 焼入れ施設
  - ホ 湿式集じん施設
- 六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 還元そう
  - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
  - ハ 焼入れ施設
  - ニ 水銀精製施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
  - ヘ 湿式集じん施設
- 六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 焼入れ施設
  - ロ 電解式洗浄施設
  - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
  - ニ 水銀精製施設
  - ホ 廃ガス洗浄施設
- 六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ タール及びガス液分離施設
  - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
  - イ 沈でん施設
  - ロ ろ過施設
- 六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 六十六 電気めつき施設

- 六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゆう房施設
  - ロ 洗濯施設
  - ハ 入浴施設
- 六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十六の六 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゆう房施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 入浴施設
- 六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 六十九の二 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 卸売場
  - ロ 仲卸売場
- 七十 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
- 七十の二 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗浄施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 七十一 自動式車両洗浄施設
- 七十一の二 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
  - ロ 焼入れ施設
- 七十一の三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
- 七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの
  - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
- 七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
- 七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
- 七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
- 七十三 下水道終末処理施設
- 七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

② 北海道公害防止条例

1	尿尿施設（動物の飼養又は収容の用に供するものに限る。）	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあっては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	木材、木製品又は家具の製造の用に供する湿式ドラムバーカー及び碎木機	

③ 江別市公害防止条例

（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の同条第7号に規定する排水区域内の施設を除く。）

項	施設	規模
1	自動車燃料小売業及び自動車整備業の用に供する車両洗浄施設	原動機を用いる移動式洗車機に限る。
2	し尿浄化槽	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員301人以上501人未満のものに限る。
3	ガラス、又はガラス製品の製造業に用いる施設	
4	写真製版に用いるジंक版洗浄施設	
5	石材加工の用に供する施設であって次に掲げるもの （1） 切削機 （2） 研磨機	固定式のものであって、原動機の定格出力が、2.25キロワット以上のものに限る。

## V 騒音発生施設

### ① 騒音規制法

#### 一 金属加工機械

イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。）

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）

ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ 機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ セン断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）

ト 鍛造機

チ ワイヤフォーミングマシン

リ プラスト（タンプラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）

ヌ タンブラー

ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

二 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

四 織機（原動機を用いるものに限る。）

#### 五 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）

ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）

六 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

#### 七 木材加工機械

イ ドラムパーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ハ 碎木機

ニ 帯のこ盤（製材用のものであつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものであつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ホ 丸のこ盤（製材用のものであつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものであつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

ヘ かなな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）

#### 八 抄紙機

九 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

一〇 合成樹脂用射出成形機

一一 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

### ② 北海道公害防止条例

1	金属の加工の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上であること。
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上であること。
	(6) セン断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(7) 鍛造機	

2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除く。）及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
4	建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。） (2) アスファルトプラント	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。 混練機の混練重量が200キログラム以上であること。
5	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
6	木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) ドラムバーカー (2) チッパー (3) 碎木機 (4) 帯のご盤 (5) 丸のご盤 (6) かなな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。 原動機の定格出力が製材用のものにあつては15キロワット以上、木工用のものにあつては2.25キロワット以上であること。 原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
7	抄紙機	
8	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

③ 江別市公害防止条例

項	施設	規模
1	金属加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 旋盤 (2) 平削盤 (3) 形削盤 (4) 高速切断機 (5) 研磨機	原動機の定格出力が、3.75キロワット以上のものに限る。
2	木材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 帯のご盤 (2) 丸のご盤 (3) かなな盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては、7.5キロワット以上15キロワット未満、木工用のものにあつては、0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。 原動機の定格出力が、0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。
3	石材加工の用に供する施設であつて次に掲げるもの (1) 切削機 (2) 研磨機	原動機の定格出力が、2.25キロワット以上のものに限る。
4	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が、2.25キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。
5	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項に基づく指定区域（第4種区域を除く。）であつて、工場等の敷地内で行う作業の内、次に掲げる機械のいずれかを使用するものに限る。 (1) チェーンソー (2) フォークリフト (3) ブルドーザー (4) 発電機（非常用を除き、固定式のものに限る。） (5) クレーン車	

## VI 振動発生施設

### ① 振動規制法

- 一 金属加工機械
  - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - ロ 機械プレス
  - ハ セン断機（原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。）
  - ニ 鍛造機
  - ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。）
- 二 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）
- 三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）
- 四 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 五 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。）
- 六 木材加工機械
  - イ ドラムバーカー
  - ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）
- 七 印刷機械（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）
- 八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。）
- 九 合成樹脂用射出成形機
- 十 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

### ② 北海道公害防止条例

1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
	(2) 機械プレス	
	(3) セン断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であること。
	(4) 鍛造機	
	(5) ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であること。
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして知事が指定するものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	遠心分離機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
4	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
5	織機	原動機を用いるものであること。
6	コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.9キロワット以上であること。
	(2) コンクリート管製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。
	(3) コンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。
	(4) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。）	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。
7	木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機を除く。）	原動機の定格出力が30キロワット以上であること。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

## VII 悪臭発生施設

### ① 北海道公害防止条例

1	(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ア) 飼料施設 (イ) 屎尿施設  (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあっては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	
3	飼料又は肥料（化学製品を除く。）の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設	
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設（ブロータンクを含む。）、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設	
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設	

### ② 江別市公害防止条例

項	施設	規模
1	動物の飼養又は収容の用に供する施設	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域にあっては、豚5頭以上、鶏50羽以上又は牛5頭以上、市街化調整区域にあっては、豚20頭以上、鶏500羽以上又は牛10頭以上を飼養し、又は収容し得る施設に限る。
2	肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	
3	化製場の用に供する施設であって次に掲げるもの (1) 皮革製造施設 (2) 油脂製造施設 (3) にかわ製造施設 (4) 血液処理施設 (5) 羽毛処理施設	
4	と畜場の用に供する施設であって次に掲げるもの (1) 解体施設 (2) 汚物処理施設	
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設（ブロータンクを含む。）、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設	
6	塗装製品の加工業の用に供する施設であって次に掲げるもの (1) 焼付施設 (2) スプレー施設	
7	ごみ処理場の用に供する施設であって次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) 汚物処理施設	
8	下水道終末処理施設	
9	し尿処理施設	

## VIII ダイオキシン類排出施設

### ① ダイオキシン類対策特別措置法

#### \*大気基準適用施設

- 一 焼結炉（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの
- 二 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの
- 三 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの
- 四 アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が一トン以上のもの
- 五 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が〇・五平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり五〇キログラム以上のもの

#### \*水質基準対象施設

- 一 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 二 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 三 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 四 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 五 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 六 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設
- 七 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ 硫酸窒素施設
  - ロ シクロヘキサン分離施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 八 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ 水洗施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
- 九 四一クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
  - イ ろ過施設
  - ロ 乾燥施設
  - ハ 廃ガス洗浄施設
- 十 二・三・ジクロロ―四一ナフトキソンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
  - ロ 廃ガス洗浄施設
- 十一 八・十八・ジクロロ―五・十五―ジエチル―五・十五―ジヒドロジンドロ [三・ニ―b : 三・二―m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
    - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
    - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
    - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
    - ニ 熱風乾燥施設
  - 十二 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
    - イ 廃ガス洗浄施設
    - ロ 湿式集じん施設
  - 十三 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
    - イ 精製施設
    - ロ 廃ガス洗浄施設
    - ハ 湿式集じん施設
  - 十四 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
    - イ ろ過施設
    - ロ 精製施設
    - ハ 廃ガス洗浄施設
  - 十五 別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの
    - イ 廃ガス洗浄施設
    - ロ 湿式集じん施設
  - 十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
  - 十七 フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
    - イ プラズマ反応施設
    - ロ 廃ガス洗浄施設
    - ハ 湿式集じん施設
  - 十八 下水道終末処理施設（第一号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
  - 十九 第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第一号から第十七号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）